

名古屋市予防専門型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領の一部を改正する

名古屋市予防専門型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領の一部を改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1章 総 則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の63の6第1号イの規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業(以下「第1号事業」という。)のうち省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護にかかる事業者によって実施されるサービス(以下「予防専門型通所サービス」という。)にかかる人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 予防専門型通所サービス指定事業者 市が指定した予防専門型通所サービスを提供する事業者をいう。</p> <p>(2) 利用料 法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(3) 予防専門型通所サービス指定事業者基準額 利用料の算定について、別に定める予防専門型通所サービス基準の例により算定した費用額(当該費用が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。)</p> <p>(4) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり法第115条の45の3第1項の指定事業者(以下「指定事業者」という。)に支払われる場合の当該第1</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の63の6第1号イの規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業(以下「第1号事業」という。)のうち省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護にかかる事業者によって実施されるサービス(以下「予防専門型通所サービス」という。)にかかる人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 予防専門型通所サービス指定事業者 市が指定した予防専門型通所サービスを提供する事業者をいう。</p> <p>(2) 利用料 法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(3) 予防専門型通所サービス指定事業者基準額 利用料の算定について、別に定める予防専門型通所サービス基準の例により算定した費用額(当該費用が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。)</p> <p>(4) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり法第115条の45の3第1項の指定事業者(以下「指定事業者」という。)に支払われる場合の当該第1</p>

号事業支給費に係るサービスをいう。

- (5) 介護予防支援事業者等 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。
- (6) 要支援認定等 法第32条第1項に定める要支援認定及び省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当することの判定をいう。
- (7) 常勤 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいう。

(一般原則)

第3条 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、法人であるものとし、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱(以下「指定要綱」という。)第2条第1項及び第3条に規定する申請を行うにあたり、次の各号のいずれにも該当してはならない。

- (1) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第35条の2で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- (2) 労働に関する法律の規定であって政令第35条の3で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- (3) 社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和

号事業支給費に係るサービスをいう。

- (5) 介護予防支援事業者等 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。
- (6) 要支援認定等 法第32条第1項に定める要支援認定及び省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当することの判定をいう。
- (7) 常勤 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいう。

(一般原則)

第3条 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、法人であるものとし、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱(以下「指定要綱」という。)第2条第1項及び第3条に規定する申請を行うにあたり、次の各号のいずれにも該当してはならない。

- (1) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第35条の2で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- (2) 労働に関する法律の規定であって政令第35条の3で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- (3) 社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和

44 年法律第 84 号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。)について、申請日の前日までにこれらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。)を引き続き滞納している者。

- (4) 法第 115 条の 45 の 9 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者。
- (5) 法第 70 条第 2 項第 6 号の 3 に規定する申請者と密接な関係を有する者が、法第 115 条の 45 の 9 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない者。
- (6) 法第 115 条の 45 の 9 による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定要綱第 5 条の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者。
- (7) 法第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定による検査が行われた日から法第 70 条第 2 項第 7 号の 2 に規定する聴聞決定予定日(この場合において、第 77 条第 1 項とあるのは、第 115 条の 45 の 9 と読み替えるものとする。)までの間に指定要綱第 5 条の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者。
- (8) 申請前 5 年以内に法第 23 条に定める居宅サービス等及び第 1 号事業等に関し不正又は著しく不当な行為をした者。
- (9) 法人の役員等(法第 70 条第 2 項第 6 号に規定するもの。以下この項において同じ。)のうちに第 1 号から第 4 号まで又は第 6 号から前号までのいずれかに該当する者(該当する者が法人である場合においてはその役員等(ただし、第 4 号においては行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から前 60 日以内に役員等であった者で、

44 年法律第 84 号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。)について、申請日の前日までにこれらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。)を引き続き滞納している者。

- (4) 法第 115 条の 45 の 9 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者。
- (5) 法第 70 条第 2 項第 6 号の 3 に規定する申請者と密接な関係を有する者が、法第 115 条の 45 の 9 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない者。
- (6) 法第 115 条の 45 の 9 による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定要綱第 5 条の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者。
- (7) 法第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定による検査が行われた日から法第 70 条第 2 項第 7 号の 2 に規定する聴聞決定予定日(この場合において、第 77 条第 1 項とあるのは、第 115 条の 45 の 9 と読み替えるものとする。)までの間に指定要綱第 5 条の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者。
- (8) 申請前 5 年以内に法第 23 条に定める居宅サービス等及び第 1 号事業等に関し不正又は著しく不当な行為をした者。
- (9) 法人の役員等(法第 70 条第 2 項第 6 号に規定するもの。以下この項において同じ。)のうちに第 1 号から第 4 号まで又は第 6 号から前号までのいずれかに該当する者(該当する者が法人である場合においてはその役員等(ただし、第 4 号においては行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から前 60 日以内に役員等であった者で、

当該取消の日から起算して5年を経過しない者を含み、第6号においては行政手続法第15条の規定による通知があった日から前60日以内に役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者を含む。)であった者を含み、該当するものが法人でない事業所である場合においては、当該事業所の管理者(ただし、第4号においては行政手続法第15条の規定による通知があった日から前60日以内に管理者であった者で、当該取消の日から起算して5年を経過しない者を含み、第6号においては行政手続法第15条の規定による通知があった日から前60日以内に管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者を含む。)であった者を含む。)

(10) 法人の役員等のうちに**拘禁刑**以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

- 4 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスを提供するにあたっては、介護保険法第108条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 予防専門型通所サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 予防専門型通所サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

当該取消の日から起算して5年を経過しない者を含み、第6号においては行政手続法第15条の規定による通知があった日から前60日以内に役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者を含む。)であった者を含み、該当するものが法人でない事業所である場合においては、当該事業所の管理者(ただし、第4号においては行政手続法第15条の規定による通知があった日から前60日以内に管理者であった者で、当該取消の日から起算して5年を経過しない者を含み、第6号においては行政手続法第15条の規定による通知があった日から前60日以内に管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者を含む。)であった者を含む。)

(10) 法人の役員等のうちに**禁錮**以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

- 4 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスを提供するにあたっては、介護保険法第108条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 予防専門型通所サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 予防専門型通所サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 予防専門型通所サービス指定事業者が、予防専門型通所サービスを行う事業所(以下「指定事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第5節までにおいて「予防専門型通所サービス従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 予防専門型通所サービスの提供日ごとに、予防専門型通所サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該予防専門型通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該予防専門型通所サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 予防専門型通所サービスの単位ごとに、専ら当該予防専門型通所サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 予防専門型通所サービスの単位ごとに、当該予防専門型通所サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該予防専門型通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該予防専門型通所サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該予防専門型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス等基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、予防専門型通所サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 予防専門型通所サービス指定事業者が、予防専門型通所サービスを行う事業所(以下「指定事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第5節までにおいて「予防専門型通所サービス従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 予防専門型通所サービスの提供日ごとに、予防専門型通所サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該予防専門型通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該予防専門型通所サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 予防専門型通所サービスの単位ごとに、専ら当該予防専門型通所サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 予防専門型通所サービスの単位ごとに、当該予防専門型通所サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該予防専門型通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該予防専門型通所サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該予防専門型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス等基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、予防専門型通所サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス

等基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における予防専門型通所サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が 15 人までの場合にあつては 1 以上、利用者の数が 15 人を超える場合にあつては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1 以上

- 2 当該指定事業所の利用定員(当該指定事業所において同時に予防専門型通所サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。)が 10 人以下である場合にあつては、前項の規定に関わらず、看護職員及び介護職員の員数を、予防専門型通所サービスの単位ごとに、当該予防専門型通所サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該予防専門型通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの単位ごとに、第 1 項第 3 号の介護職員(第 2 項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第 7 項において同じ。)を、常時 1 人以上当該予防専門型通所サービスに従事させなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の予防専門型通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の予防専門型通所サービスの単位は、予防専門型通所サービスであつてその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定事業所の他の職務に従事することができるものとする。

等基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における予防専門型通所サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が 15 人までの場合にあつては 1 以上、利用者の数が 15 人を超える場合にあつては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1 以上

- 2 当該指定事業所の利用定員(当該指定事業所において同時に予防専門型通所サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。)が 10 人以下である場合にあつては、前項の規定に関わらず、看護職員及び介護職員の員数を、予防専門型通所サービスの単位ごとに、当該予防専門型通所サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該予防専門型通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの単位ごとに、第 1 項第 3 号の介護職員(第 2 項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第 7 項において同じ。)を、常時 1 人以上当該予防専門型通所サービスに従事させなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の予防専門型通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の予防専門型通所サービスの単位は、予防専門型通所サービスであつてその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 予防専門型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、予防専門型通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービス等基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定事業所の管理上支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第7条 指定事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに予防専門型通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 予防専門型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、予防専門型通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービス等基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定事業所の管理上支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第7条 指定事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに予防専門型通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同

一の場所とすることができる。

(2) 相談室

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら予防専門型通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する予防専門型通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(予防専門型通所サービス指定事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に予防専門型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市に届け出るものとする。

5 予防専門型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、予防専門型通所サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス等基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第23条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者の予防専門型通所サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を

一の場所とすることができる。

(2) 相談室

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら予防専門型通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する予防専門型通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(予防専門型通所サービス指定事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に予防専門型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市に届け出るものとする。

5 予防専門型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、予防専門型通所サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス等基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第23条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者の予防専門型通所サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を

得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、予防専門型通所サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 予防専門型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 予防専門型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、予防専門型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第45条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法。
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、予防専門型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 予防専門型通所サービス指定事業者は、第2項の規定により第1項

得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、予防専門型通所サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 予防専門型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 予防専門型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、予防専門型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第45条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法。
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、予防専門型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 予防専門型通所サービス指定事業者は、第2項の規定により第1項

に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち予防専門型通所サービス指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た予防専門型通所サービス指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 予防専門型通所サービス指定事業者は、正当な理由なく予防専門型通所サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 予防専門型通所サービス指定事業者は、当該指定事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該予防専門型通所サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な予防専門型通所サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の予防専門型通所サービス指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格並びに要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち予防専門型通所サービス指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た予防専門型通所サービス指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 予防専門型通所サービス指定事業者は、正当な理由なく予防専門型通所サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 予防専門型通所サービス指定事業者は、当該指定事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該予防専門型通所サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な予防専門型通所サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の予防専門型通所サービス指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格並びに要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、予防専門型通所サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のために効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第14条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、予防専門型通所サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のために効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第14条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療

サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

第 15 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った予防専門型通所サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書の変更の援助)

第 16 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 17 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスを提供した際には、当該予防専門型通所サービスの提供日及び内容、当該予防専門型通所サービスについて法第 53 条第 4 項及び法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画書又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスを提供した際には、提供した具体的な予防専門型通所サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

第 15 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った予防専門型通所サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書の変更の援助)

第 16 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 17 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスを提供した際には、当該予防専門型通所サービスの提供日及び内容、当該予防専門型通所サービスについて法第 53 条第 4 項及び法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画書又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスを提供した際には、提供した具体的な予防専門型通所サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第 18 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する予防専門型通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該予防専門型通所サービスに係る予防専門型通所サービス基準額から当該予防専門型通所サービス指定事業者を支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない予防専門型通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、予防専門型通所サービスに係る予防専門型通所サービス基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、予防専門型通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第 2 号に掲げる経費については、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成 17 年厚生労働省告示第 419 号)の例によるものとする。

5 予防専門型通所サービス指定事業者は、第 3 項の費用の額に係る予防専門型通所サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該予防専門型通所サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

(利用料の受領)

第 18 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する予防専門型通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該予防専門型通所サービスに係る予防専門型通所サービス基準額から当該予防専門型通所サービス指定事業者を支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない予防専門型通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、予防専門型通所サービスに係る予防専門型通所サービス基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、予防専門型通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第 2 号に掲げる経費については、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成 17 年厚生労働省告示第 419 号)の例によるものとする。

5 予防専門型通所サービス指定事業者は、第 3 項の費用の額に係る予防専門型通所サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該予防専門型通所サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第19条 予防専門型通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない予防専門型通所サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した予防専門型通所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第20条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに予防専門型通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第21条 従業者は、現に予防専門型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第22条 指定事業所の管理者は、指定事業所の従業者の管理及び予防専門型通所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定事業所の管理者は、指定事業所の従業者はこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第23条 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

第19条 予防専門型通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない予防専門型通所サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した予防専門型通所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第20条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに予防専門型通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第21条 従業者は、現に予防専門型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第22条 指定事業所の管理者は、指定事業所の従業者の管理及び予防専門型通所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定事業所の管理者は、指定事業所の従業者はこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第23条 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 予防専門型通所サービスの利用定員
- (5) 予防専門型通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第24条 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者に対し適切な予防専門型通所サービスを提供できるよう、指定事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所ごとに、当該指定事業所の従業者によって予防専門型通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 予防専門型通所サービス指定事業者は、適切な予防専門型通所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 予防専門型通所サービスの利用定員
- (5) 予防専門型通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第24条 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者に対し適切な予防専門型通所サービスを提供できるよう、指定事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所ごとに、当該指定事業所の従業者によって予防専門型通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 予防専門型通所サービス指定事業者は、適切な予防専門型通所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 24 条の 2 予防専門型通所サービス指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第 25 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用定員を超えて予防専門型通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事業がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 26 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第 27 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、当該指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講

(業務継続計画の策定等)

第 24 条の 2 予防専門型通所サービス指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第 25 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用定員を超えて予防専門型通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事業がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 26 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第 27 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、当該指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講

じなければならない。

- (1) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第28条 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に、第23条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者の予防専門型通所サービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 予防専門型通所サービス指定事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 予防専門型通所サービス指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第29条 指定事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 予防専門型通所サービス指定事業者は、当該指定事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 予防専門型通所サービス指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家

じなければならない。

- (1) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第28条 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に、第23条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者の予防専門型通所サービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 予防専門型通所サービス指定事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 予防専門型通所サービス指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第29条 指定事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 予防専門型通所サービス指定事業者は、当該指定事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 予防専門型通所サービス指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家

族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第30条 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第31条 予防専門型通所サービス指定事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第32条 予防専門型通所サービス指定事業者は、提供した予防専門型通所サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、提供した予防専門型通所サービスに関し、法第115条の7第1項及び法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 予防専門型通所サービス指定事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 予防専門型通所サービス指定事業者は、提供した予防専門型通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会

族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第30条 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第31条 予防専門型通所サービス指定事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第32条 予防専門型通所サービス指定事業者は、提供した予防専門型通所サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、提供した予防専門型通所サービスに関し、法第115条の7第1項及び法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 予防専門型通所サービス指定事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 予防専門型通所サービス指定事業者は、提供した予防専門型通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会

(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 予防専門型通所サービス指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第33条 予防専門型通所サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した予防専門型通所サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第34条 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者に対する予防専門型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等々に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者に対する予防専門型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 予防専門型通所サービス指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第33条 予防専門型通所サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した予防専門型通所サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第34条 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者に対する予防専門型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等々に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者に対する予防専門型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 予防専門型通所サービス指定事業者は、第7条第4項の予防専門型通所サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

第34条の2 予防専門型通所サービス指定事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第35条 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、予防専門型通所サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第36条 予防専門型通所サービス指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者に対する予防専門型通所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間(第2号に掲げる記録については5年間)保存しなければならない。

- (1) 予防専門型通所サービス計画
- (2) 第17条第2項の規定による提供した具体的な予防専門型通所サー

4 予防専門型通所サービス指定事業者は、第7条第4項の予防専門型通所サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

第34条の2 予防専門型通所サービス指定事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第35条 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、予防専門型通所サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第36条 予防専門型通所サービス指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者に対する予防専門型通所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間(第2号に掲げる記録については5年間)保存しなければならない。

- (1) 予防専門型通所サービス計画
- (2) 第17条第2項の規定による提供した具体的な予防専門型通所サー

<p>ビスの内容等の記録</p> <p>(3) 第 40 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) 第 20 条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第 32 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第 34 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(食料及び飲料水の備蓄)</p> <p>第 37 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。</p> <p>(暴力団の排除)</p> <p>第 38 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例(平成 24 年名古屋市条例第 19 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。</p> <p>第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(予防専門型通所サービスの基本取扱方針)</p> <p>第 39 条 予防専門型通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 予防専門型通所サービス指定事業者は、自らその提供する予防専門型通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援す</p>	<p>ビスの内容等の記録</p> <p>(3) 第 40 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) 第 20 条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第 32 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第 34 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(食料及び飲料水の備蓄)</p> <p>第 37 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。</p> <p>(暴力団の排除)</p> <p>第 38 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例(平成 24 年名古屋市条例第 19 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。</p> <p>第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(予防専門型通所サービスの基本取扱方針)</p> <p>第 39 条 予防専門型通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 予防専門型通所サービス指定事業者は、自らその提供する予防専門型通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援す</p>
---	---

ることを目的とするものであることを常に意識して予防専門型通所サービスの提供に当たらなければならない。

- 4 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による予防専門型通所サービスの提供に努めなければならない。
- 5 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(予防専門型通所サービスの具体的取扱方針)

第40条 予防専門型通所サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、予防専門型通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な予防専門型通所サービスの内容、予防専門型通所サービスの提供を行う期間等を記載した予防専門型通所サービス計画を作成するものとする。
- (3) 予防専門型通所サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定事業所の管理者は、予防専門型通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定事業所の管理者は、予防専門型通所サービス計画を作成した際には、当該予防専門型通所サービス計画を利用者に交付しなければならない。

ることを目的とするものであることを常に意識して予防専門型通所サービスの提供に当たらなければならない。

- 4 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による予防専門型通所サービスの提供に努めなければならない。
- 5 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(予防専門型通所サービスの具体的取扱方針)

第40条 予防専門型通所サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、予防専門型通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な予防専門型通所サービスの内容、予防専門型通所サービスの提供を行う期間等を記載した予防専門型通所サービス計画を作成するものとする。
- (3) 予防専門型通所サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定事業所の管理者は、予防専門型通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定事業所の管理者は、予防専門型通所サービス計画を作成した際には、当該予防専門型通所サービス計画を利用者に交付しなければならない。

- (6) 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、予防専門型通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、予防専門型通所サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって予防専門型通所サービスの提供を行うものとする。
- (11) 指定事業所の管理者は、予防専門型通所サービス計画に基づく予防専門型通所サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該予防専門型通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する予防専門型通所サービスの提供状況等について、当該予防専門型通所サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該予防専門型通所サービス計画に記載した予防専門型通所サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該予防専門型通所サービス計画の実施状況の把握(以下この項目において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (12) 指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該予防専門型通所サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) 指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防専門型通所サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する予防専門型通所

- (6) 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、予防専門型通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、予防専門型通所サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって予防専門型通所サービスの提供を行うものとする。
- (11) 指定事業所の管理者は、予防専門型通所サービス計画に基づく予防専門型通所サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該予防専門型通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する予防専門型通所サービスの提供状況等について、当該予防専門型通所サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該予防専門型通所サービス計画に記載した予防専門型通所サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該予防専門型通所サービス計画の実施状況の把握(以下この項目において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (12) 指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該予防専門型通所サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) 指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防専門型通所サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する予防専門型通所

サービス計画の変更について準用する。

(予防専門型通所サービスの提供に当たっての留意点)

第41条 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。)において把握された課題、予防専門型通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な予防専門型通所サービスの提供に努めること。
- (2) 予防専門型通所サービス指定事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴う予防専門型通所サービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第42条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供にあたり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの

サービス計画の変更について準用する。

(予防専門型通所サービスの提供に当たっての留意点)

第41条 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。)において把握された課題、予防専門型通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な予防専門型通所サービスの提供に努めること。
- (2) 予防専門型通所サービス指定事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴う予防専門型通所サービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第42条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供にあたり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの

提供にあたり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度な予防専門型通所サービスの内容とするよう努めなければならない。

- 4 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供を行っているときにおいても、利用者からの体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第6節 共生型サービスに関する基準

(共生型予防専門型通所サービスの基準)

第43条 予防専門型通所サービスに係る共生型サービス(以下この条及び次条において「共生型予防専門型通所サービス」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第一百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第一百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下この条において「指定通所支援基準」という。)第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第四条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第一号において同じ。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準

提供にあたり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度な予防専門型通所サービスの内容とするよう努めなければならない。

- 4 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供を行っているときにおいても、利用者からの体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第6節 共生型サービスに関する基準

(共生型予防専門型通所サービスの基準)

第43条 予防専門型通所サービスに係る共生型サービス(以下この条及び次条において「共生型予防専門型通所サービス」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第一百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第一百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下この条において「指定通所支援基準」という。)第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第四条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第一号において同じ。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準

は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第百五十五条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第百六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型予防専門型通所サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型予防専門型通所サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第44条 第4条、第6条、第7条第4項、第4節及び前節並びに次節の規定は、共生型予防専門型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「従業者」とあるのは「共生型予防専門型通所サービスの提供に当たる従業者(以下「共生型予防専門型通所サービス従業者」という。)」と、第21条及び第28条中「従業者」

は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第百五十五条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第百六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型予防専門型通所サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型予防専門型通所サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第44条 第4条、第6条、第7条第4項、第4節及び前節並びに次節の規定は、共生型予防専門型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「従業者」とあるのは「共生型予防専門型通所サービスの提供に当たる従業者(以下「共生型予防専門型通所サービス従業者」という。)」と、第21条及び第28条中「従業者」

とあるのは「共生型予防専門型通所サービス従業者」と、第7条第4項中「前項ただし書の場合(予防専門型通所サービス指定事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に予防専門型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型予防専門型通所サービス指定事業者が共生型予防専門型通所サービス事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型予防専門型通所サービス以外のサービスを提供する場合」と読み替えるものとする。

第7節 雑則

(電磁的記録等)

第45条 予防専門型通所サービス指定事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されている又はもの(第11条及び次項に規定するものを除く)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

とあるのは「共生型予防専門型通所サービス従業者」と、第7条第4項中「前項ただし書の場合(予防専門型通所サービス指定事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に予防専門型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型予防専門型通所サービス指定事業者が共生型予防専門型通所サービス事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型予防専門型通所サービス以外のサービスを提供する場合」と読み替えるものとする。

第7節 雑則

(電磁的記録等)

第45条 予防専門型通所サービス指定事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されている又はもの(第11条及び次項に規定するものを除く)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行の日から令和6年3月31日までの間、第24条第3項、第24条の2、第27条第3項及び第34条の2の規定の施行については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の名古屋市予防専門型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領（以下「新要領」という。）の施行の日から令和7年3月31日までの間、新要領第28条第3項の規定については適用しない。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行の日から令和6年3月31日までの間、第24条第3項、第24条の2、第27条第3項及び第34条の2の規定の施行については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の名古屋市予防専門型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領（以下「新要領」という。）の施行の日から令和7年3月31日までの間、新要領第28条第3項の規定については適用しない。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。